

第2章 再犯に関する受刑者の意識調査

第1節 調査の目的

この章では、我が国の受刑者を対象とした特別調査の結果について紹介する。

本調査は、受刑者を対象とした自記式質問紙により、①犯罪、特に再犯をめぐる意識や態度を明らかにすること、②初入者と再入者の別、あるいは再入者の中でも犯罪と関わりなく生活できた期間の長短といった観点から回答を比較することなどを通じて、犯罪からの離脱やその要因等に関する受刑者自身の受け止め方について検討するとともに、再犯防止に向けた指導上の留意点等を整理することを目的として実施した。

第2節 調査の概要

1 調査対象

全国の刑事施設（医療刑務所及び拘置支所を除く81庁）に入所した受刑者のうち、男性受刑者については、平成28年6月6日から同月20日までの間に、女性受刑者については、同月6日から同年7月11日までの間に、各施設において新たに刑執行開始時調査を開始した者を調査の対象とした。各施設における調査対象者数は、男性受刑者については各施設15人、女性受刑者については各施設25人を上限とした。女性受刑者は男性受刑者に比して入所人員が少なく、施設数も少ないことから、女性受刑者については調査期間を長くするとともに、1施設当たりの調査実施人員を増やした。

なお、日本語を理解できない受刑者など質問紙への回答が困難であると施設が判断する受刑者については、調査対象から除外した。

2 調査方法

受刑者への質問紙の配付・回収は各施設の職員が行い、施設内の適宜の場所（居室、教室等）において質問紙に自己記入させた。回答は任意とし、質問紙のフェイスシートには、回答するかどうかは自由であること、回答は数値化され個人は特定されないこと、回答の有無や回答内容によって利益を得ることも不利益を被ることもない旨を記載し、調査への協力が強制ではな

いことを明示した。受刑者から質問紙の内容について質問があった場合には、内容に関する質問については答えることができないので、自分で思ったとおり回答するよう各施設の職員が教示することとした。質問紙の冒頭には調査協力の意思を確認する欄を設け、「私はこの調査に回答したくありません」という欄にチェックが入っていた場合及び質問紙に全く記入がなかった場合には、回答拒否者として調査対象から除外した。

3 調査内容

本調査においては、自分が起こした犯罪の原因に関する認識、今後の再犯に関する認識、前回入所時における再犯に関する認識（再入者に限る。）、過去に犯罪と関わりなく生活できた期間、犯罪と関わりなく生活できた理由等について回答を求めた。

なお、調査対象者について、刑事施設において把握している情報のうち、入所時年齢、罪名、刑名・刑期、入所度数、犯行時の身上、刑の執行猶予歴、保護処分歴、犯行時の就労状況・婚姻状況、教育程度、暴力団関係、再犯期間等の基本的属性に係る情報の提供を受けた。

第3節 調査の結果

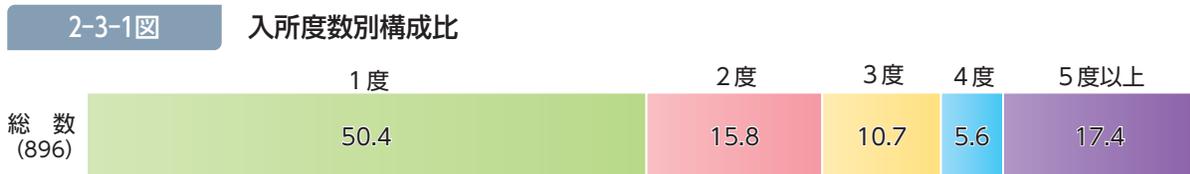
調査対象者は896人であり、性別の内訳は、男性730人（入所時平均年齢43.2歳）、女性166人（入所時平均年齢45.2歳）であった。

1 調査対象者の特徴

(1) 入所度数

調査対象者の入所度数別構成比は、2-3-1図のとおりである。

入所度数1度の者（初入者）が452人（50.4%）、再入者が444人（49.6%）と約半数ずつを占めた。



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、実人員である。

(2) 刑名・刑期

刑名については、懲役が895人（99.9%）、禁錮が1人（0.1%）であった。

刑期については、1年以下192人（21.4%）、2年以下326人（36.4%）、3年以下225人（25.1%）、5年以下106人（11.8%）、5年超46人（5.1%）、無期1人（0.1%）であった。

(3) 属性

2-3-2図は、調査対象者の属性を入所度数別に見たものである。

入所度数が多くなるほど、入所時年齢が高い者の割合が上昇し、入所度数4度以上の者では40歳代以上が大半を占めた。

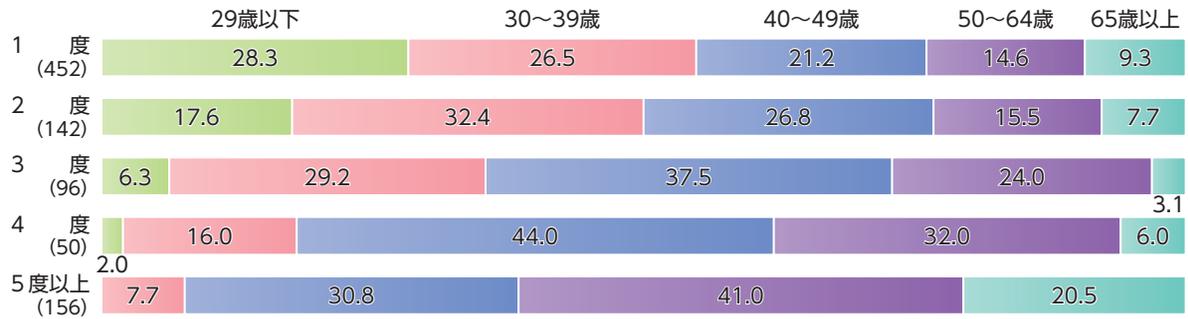
罪名については、入所度数1度の者から4度の者までは、いずれも窃盗の割合が最も高く、次いで覚せい剤取締法違反の順であった。特に窃盗の占める割合は、入所度数が多くなるにつれて上昇しており、上位2罪名（窃盗及び覚せい剤取締法違反）を合わせた割合は、入所度数1度の者では4割強であるが、入所度数4度の者では7割を超えていた。他方、入所度数5度以上の者では、覚せい剤取締法違反の割合が最も高く、次いで窃盗の順であった。

犯行時の就学・就労状況を見ると、入所度数が多くなるほど無職の者の割合が上昇する傾向があり、無職の者は、入所度数1度では約6割であるが、入所度数5度以上では8割近くを占めた。

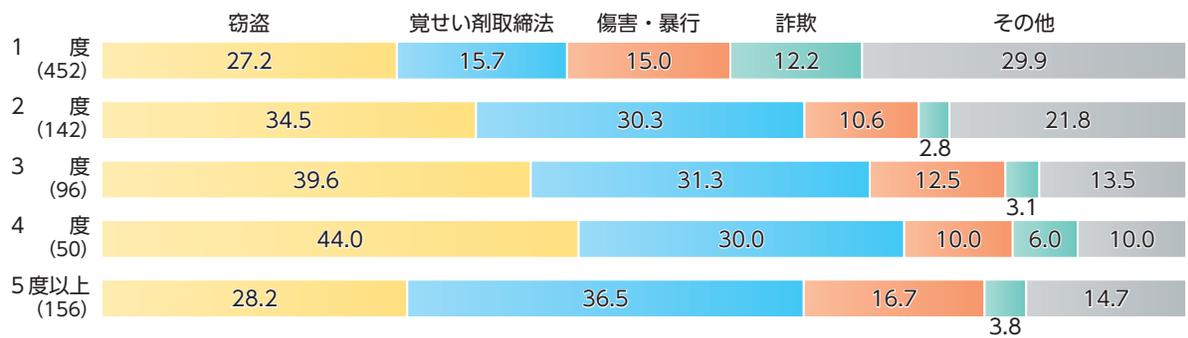
犯行時の婚姻状況については、入所度数1度及び2度の者では、未婚の割合が最も高く、入所度数3度以上の者では、離死別の割合が最も高かった。

2-3-2図 入所度数別 対象者の属性

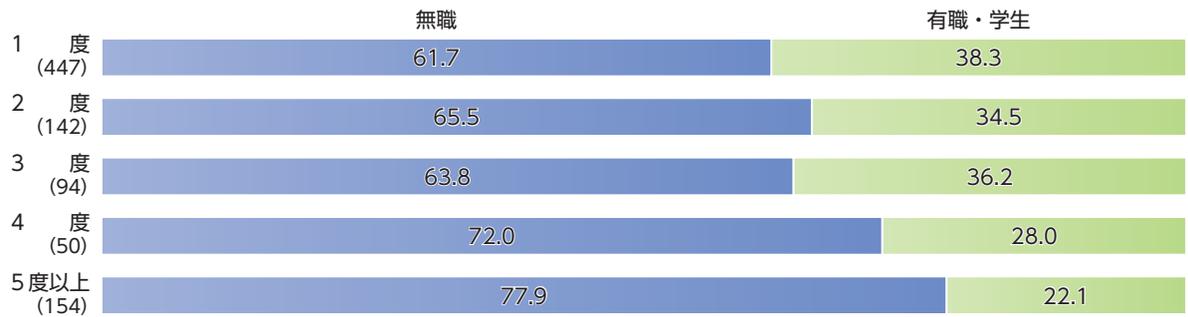
① 入所時年齢



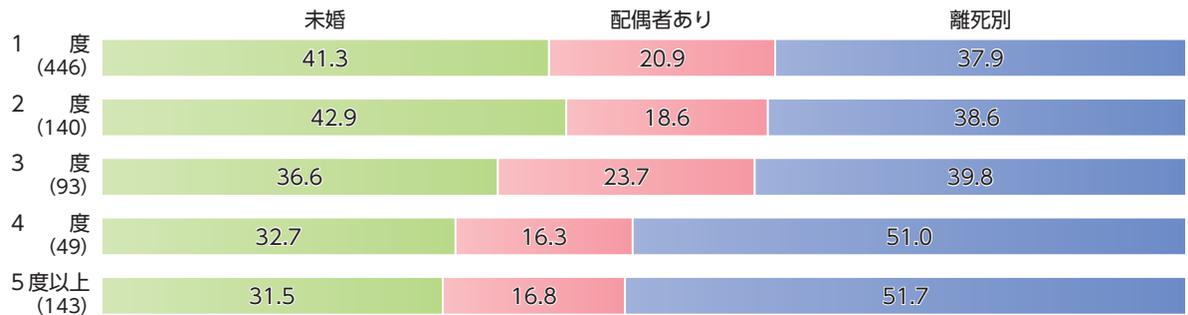
② 罪名



③ 就学・就労状況



④ 婚姻状況

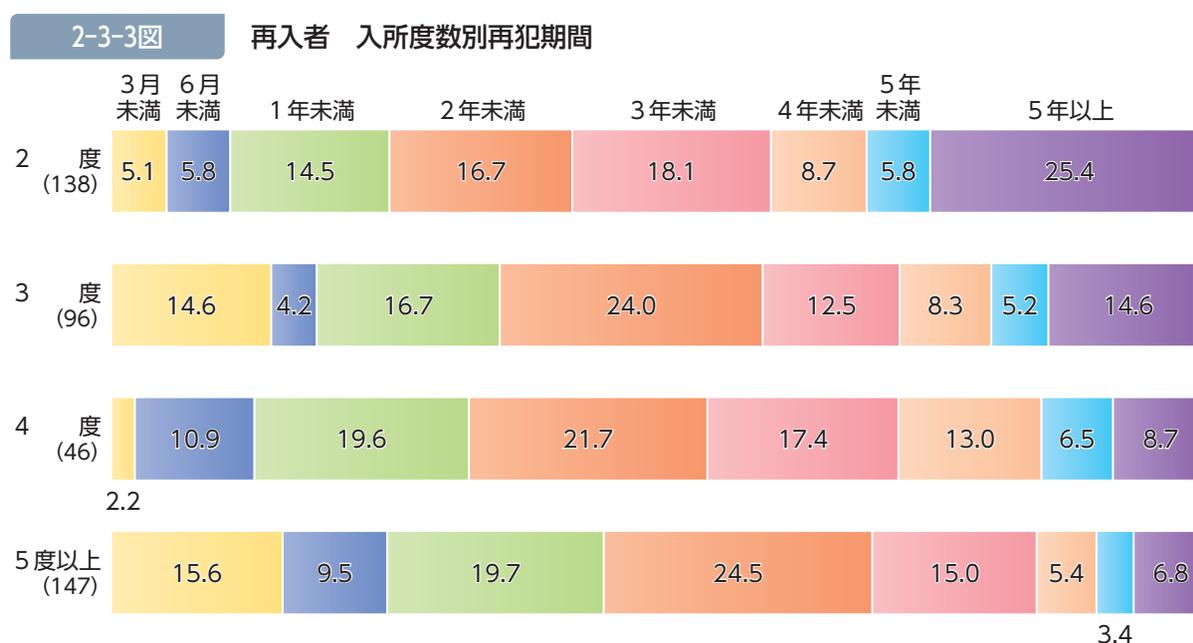


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 不詳の者を除く。
 3 ③は、犯行時の就学・就労状況による。
 4 ④は、犯行時の婚姻状況により、内縁関係によるものを含む。
 5 () 内は、実人員である。

(4) 再入者の再犯期間

2-3-3図は、再入者について、入所度数別に再犯期間（前回の刑の執行を受けて出所した日から再入所に係る罪を犯した日までの期間をいう。以下この章において同じ。）を見たものである。

全般に、入所度数が多くなるほど、再犯期間が短い者の割合が上昇する傾向があり、入所度数2度の者では、再犯期間1年未満までが25.4%、2年未満までが42.0%であるのに対し、入所度数5度以上の者では、再犯期間1年未満までで44.9%を占め、2年未満まで含めると69.4%に上った。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 再犯期間が不詳の者を除き、前刑出所後の犯罪により再入所した者に限る。
 3 「再犯期間」は、前回の刑の執行を受けて出所した日から再入所に係る罪を犯した日までの期間をいう。
 4 ()内は、実人員である。

2 初入者・再入者別の特徴

次に、初入者・再入者別の特徴を明らかにするため、初入者・再入者の別と属性等との関連を見ることとする。

2-3-4表は、初入者・再入者別に、属性等と χ^2 (カイ二乗)検定の結果を示したものである。 χ^2 検定とは、クロス集計表の項目(変数)間に何らかの関連があるのかどうかを判定するための検定方法であり、項目間に「関連がない」ことを仮定した上で、検定結果が有意水準を下回った場合には、その仮定(帰無仮説)が棄却され、当該項目間には「何らかの関連がある」と

解釈することができる。今回は、有意水準を5% ($p < .05$) として、統計的に有意な関連が見られるかどうか検討した。

例えば、性別を見ると、初入者では、男性が354人(78.3%)、女性が98人(21.7%)であるのに対し、再入者では、男性が376人(84.7%)、女性が68人(15.3%)である。初入者・再入者の別と性別との関連を検討するため、 χ^2 検定を実施したところ、 p 値が0.014となり、5%を下回っているため、統計的に有意な関連が認められる。すなわち、再入者は、初入者と比べて男性の割合が高く、女性の割合が低かった。

順に見ていくと、入所時の年齢については、再入者では、「29歳以下」の者の割合が低く、「40～49歳」及び「50～64歳」の者の割合が高かった。

罪名を見ると、初入者・再入者共に、最も多いのが窃盗、次いで覚せい剤取締法違反の順であるが、再入者は、初入者と比べて、この2罪名の占める割合がそれぞれ高かった。

犯行時の身上については、初入者では、単純執行猶予中、保護観察付執行猶予中の者を合わせると約半数を占める一方で、再入者では、そうした者の割合は顕著に低く、仮釈放中の者が一定数いたほかは、「その他」の者の割合が高かった。

刑の執行猶予歴については、初入者・再入者共に、単純執行猶予歴のある者が6割弱と同程度であるが、再入者は、初入者と比べて執行猶予歴なしの者の割合が低く、保護観察付執行猶予歴のある者の割合が高かった。

保護処分歴については、再入者は、初入者と比べて「なし」の者の割合が低く、少年院送致歴のある者の割合が高かった。

犯行時の就学・就労状況を見ると、再入者は、初入者と比べて無職の者の割合が高く、有職の者の割合が低かった。

教育程度については、再入者は、初入者と比べて「中学卒業」の者の割合が高く、「高校卒業」及び「大学(在学・中退・卒業)」の者の割合が低かった。

婚姻状況については、初入者・再入者間で、統計的に有意な関連は認められなかった。

暴力団関係については、再入者は、初入者と比べて「あり」の者の割合が高かった。

2-3-4表 初入者・再入者別 属性等

属性等	区分	初入者	再入者	χ^2 値	p 値
性別	男性	354 (78.3)	376 (84.7)	6.01	.014
	女性	98 (21.7)	68 (15.3)		
年齢	29 歳以下	128 (28.3)	32 (7.2)	89.06	<.001
	30 ~ 39 歳	120 (26.5)	94 (21.2)		
	40 ~ 49 歳	96 (21.2)	144 (32.4)		
	50 ~ 64 歳	66 (14.6)	125 (28.2)		
	65 歳以上	42 (9.3)	49 (11.0)		
罪名	窃盗	123 (27.2)	153 (34.5)	66.76	<.001
	覚せい剤取締法	71 (15.7)	145 (32.7)		
	傷害・暴行	68 (15.0)	58 (13.1)		
	その他	190 (42.0)	88 (19.8)		
犯行時の身上	仮釈放中	—	16 (3.8)	247.00	<.001
	保護観察付執行猶予中	37 (8.3)	6 (1.4)		
	単純執行猶予中	187 (41.8)	9 (2.1)		
	その他	223 (49.9)	394 (92.7)		
刑の執行猶予歴	なし	132 (29.5)	79 (18.6)	29.06	<.001
	単純執行猶予	257 (57.5)	243 (57.2)		
	保護観察付執行猶予	56 (12.5)	103 (24.2)		
	保護観察付一部執行猶予	2 (0.4)	—		
保護処分歴	なし	353 (79.3)	276 (64.9)	27.65	<.001
	保護観察	40 (9.0)	43 (10.1)		
	児童自立支援施設等送致	2 (0.4)	3 (0.7)		
	少年院送致	50 (11.2)	103 (24.2)		
就学・就労状況	無職	276 (61.7)	309 (70.2)	10.16	.006
	有職	167 (37.4)	131 (29.8)		
	学生	4 (0.9)	—		
教育程度	不就学	1 (0.2)	3 (0.7)	49.10	<.001
	中学卒業	116 (26.2)	187 (44.2)		
	高校中退	119 (26.9)	125 (29.6)		
	高校卒業	146 (33.0)	81 (19.1)		
	大学(在学・中退・卒業)	61 (13.8)	27 (6.4)		
婚姻状況	未婚	184 (41.3)	155 (36.5)	4.18	.124
	配偶者あり	93 (20.9)	80 (18.8)		
	離婚死別	169 (37.9)	190 (44.7)		
暴力団関係	なし	434 (97.5)	366 (86.7)	35.42	<.001
	あり	11 (2.5)	56 (13.3)		

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 不詳の者を除く。

3 「年齢」は、入所時の年齢による。

4 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。

5 「保護処分歴」が複数ある場合は、区分欄において下に掲げられているものに計上している。

6 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。

7 「就学・就労状況」は、犯行時の状況による。

8 「教育程度」は、犯行時における最終学歴又は就学状況である。

9 「婚姻状況」は、犯行時の状況により、内縁関係によるものを含む。

10 () 内は、初入者、再入者それぞれの総数に占める構成比である。

11 p 値は、 χ^2 検定による漸近有意確率である。

3 犯罪に関する認識

ここでは、調査対象者の犯罪に関する主観的な認識等を見ていくこととする。

なお、分析に当たり、無回答については、項目ごとに分析から除外した。また、統計的検定を行った場合には、有意水準を5%に設定し、検定結果は図表中に付記した。

(1) 犯罪原因に関する認識

2-3-5図は、今回の受刑に関する事件の原因に関する認識について、初入者・再入者別に見たものである。

まず、「① 事件を起こした原因について」の質問では、「考えたことがない」と回答した者の割合は、初入者で0.7%、再入者で3.2%と共にわずかではあったが、両者を比較すると、再入者において有意に高かった。

次に、「② 事件を起こした原因は何だと思うか」についての質問では、「ア 自分自身に原因があると思う」の回答に有意な差は認められず、初入者・再入者共に、「あてはまる」と回答した者が8割を超えた。他方、「イ 被害者に原因があると思う」については、初入者の方が、「どちらかといえばあてはまる」と回答した者の割合が高かった。また、「ウ 被害者以外の人(家族を含む)に原因があると思う」については、初入者の方が、「どちらかといえばあてはまる」と回答した者の割合が高く、「あてはまらない」と回答した者の割合が低かった。「エ 社会に原因があると思う」については、回答に有意な差は認められなかった。

続いて、「③ 原因は自分自身ではどうにもならなかったと思う」について、「あてはまる」と回答した者の割合は、初入者では13.7%であったのに対し、再入者においては23.4%と有意に高かった。

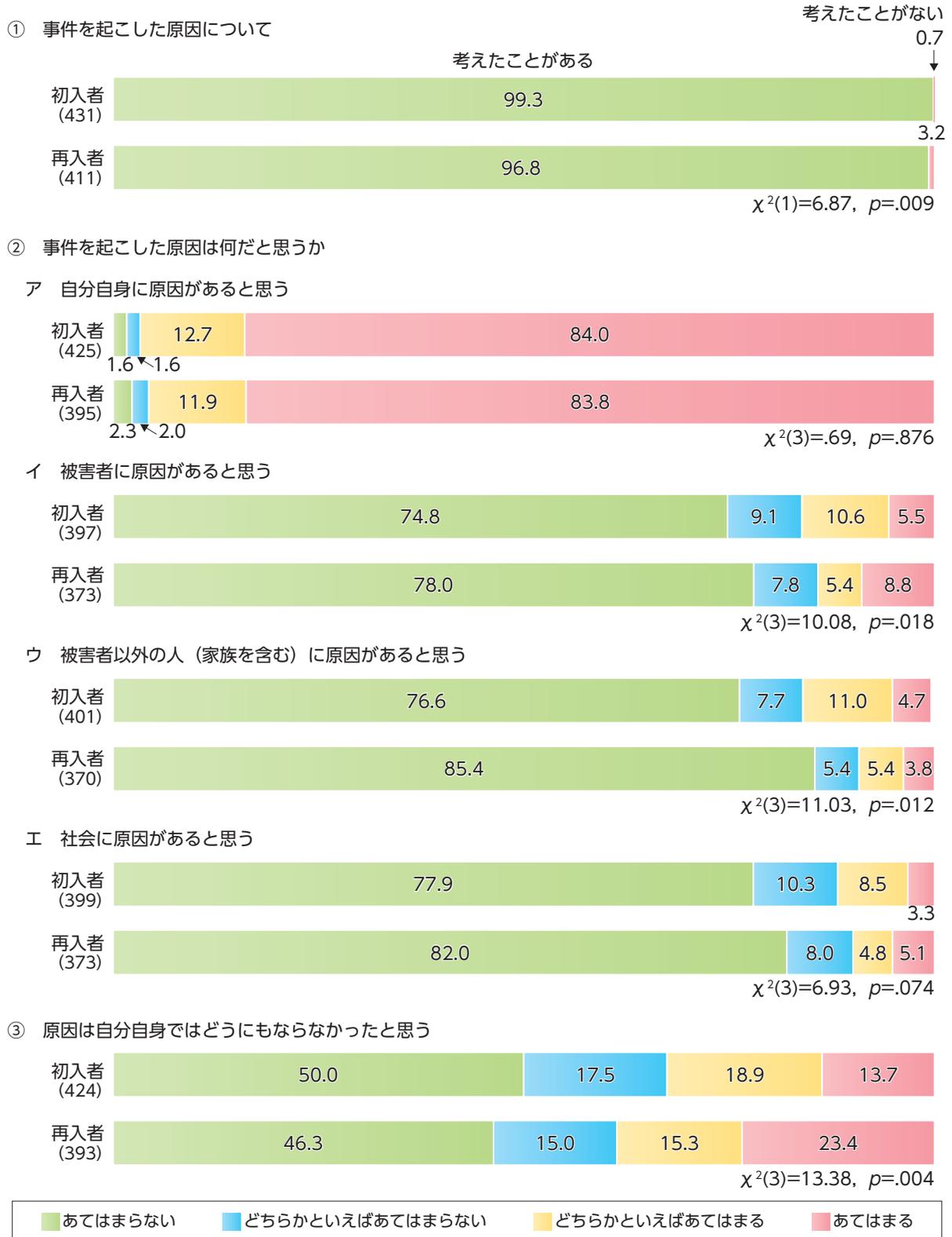
なお、この点については、2-3-5図②に示すように、初入者・再入者のいずれにおいても、自分が事件を起こした原因は被害者や社会など自分以外にあると思っている者が一定数おり、そのために自分自身ではどうにもならなかったと思うと回答した者が含まれ得る。そこで、犯罪原因に関する認識を更に詳しく検討するため、「ア 自分自身に原因があると思う」に対して「あてはまる」又は「どちらかといえばあてはまる」と回答した者に限り、「③ 原因は自分自身ではどうにもならなかったと思う」に対する回答を見ると、初入者は、「あてはまる」が13.5% (55人)であったのに対し、再入者は、「あてはまる」が23.1% (86人)であり、再入者の方が、「あてはまる」と回答した者の割合が有意に高かった。

すなわち、これらの結果からは、初入者・再入者を問わず、大多数の者が、事件を起こした

原因は自分自身にあると思っているものの、被害者や被害者以外の人、社会など、自分以外に原因があると思う者も一定程度いることが明らかになった。また、事件を起こした原因は自分自身にあると思っているにもかかわらず、その原因は自分自身ではどうにもならなかったと思っている者が再入者に多いことも明らかになった。

自分が起こした犯罪の原因について、自分ではどうにもならなかった、つまり自分ではコントロールできない問題であったと考えることは、犯罪行為や犯罪の原因に対する無力感のみならず、自分自身や社会生活全般に対する無力感や諦め、又は責任転嫁の姿勢などを背景としている可能性があり、初入者よりも再入者に、こうした認識・態度の者が多いことが示唆される。

2-3-5図 初入者・再入者別 犯罪原因に関する認識



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 無回答の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

(2) 再犯に関する認識

2-3-6図は、今後の再犯に関する認識について、初入者・再入者別に見たものである。

「① もう二度と罪を犯したくないと思っている」、「② もう二度と罪を犯さない自信がある」、「③ もともと自分がやったことは大したことではない」、「④ 今度は捕まらないように罪を犯そうと思っている」の4項目について回答を求めた。そのうち、①については、「あてはまる」と回答した者が初入者・再入者共に大多数を占め、③及び④については、「あてはまらない」と回答した者が初入者・再入者共に大多数を占めており、初入者・再入者間で有意な差は認められなかった。

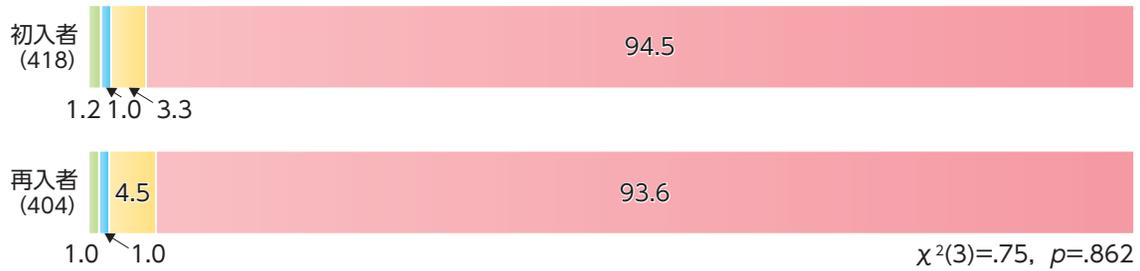
しかし、「② もう二度と罪を犯さない自信がある」については、初入者で「あてはまる」と回答した者の割合が69.9%であるのに対し、再入者では49.0%にとどまり、代わりに、「どちらかといえばあてはまる」、「どちらかといえばあてはまらない」と回答した者の割合が初入者よりも高かった。

すなわち、初入者・再入者のいずれにおいても、自分の起こした犯罪は大したことではないと思っている者や、今度は捕まらないように罪を犯そうと思っている者は少数にとどまり、大多数が、もう二度と罪を犯したくないと思っている点は同様であった。しかし、そうであるにもかかわらず、再入者は、初入者と比べて、今後犯罪をしないことについての自信が乏しい者が多い結果となった。

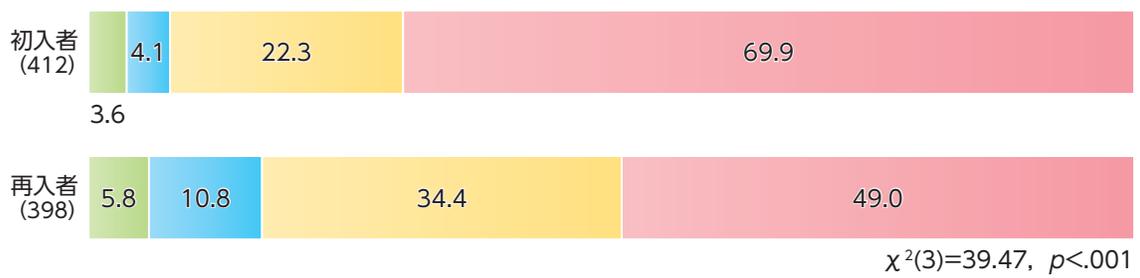
再入者は、自分が実際に犯罪を繰り返した事実があるだけに、今後は犯罪をしないという自信を持ちにくいことは当然であるが、そうした自信の乏しさは、「うまくいかないかもしれない。」、「どうせ頑張っても無駄だ。」といった諦めの気持ちや、生活全般に対する意欲の低下につながりかねない。指導に当たっては、また犯罪をするかもしれないという不安をむやみに助長するのではなく、もう二度と犯罪をしたくないという気持ちがあることを重要な手掛かりにして、その後の生活再建に対する前向きな意欲・態度を向上・維持させることが不可欠であるといえる。

2-3-6図 初入者・再入者別 再犯に関する認識

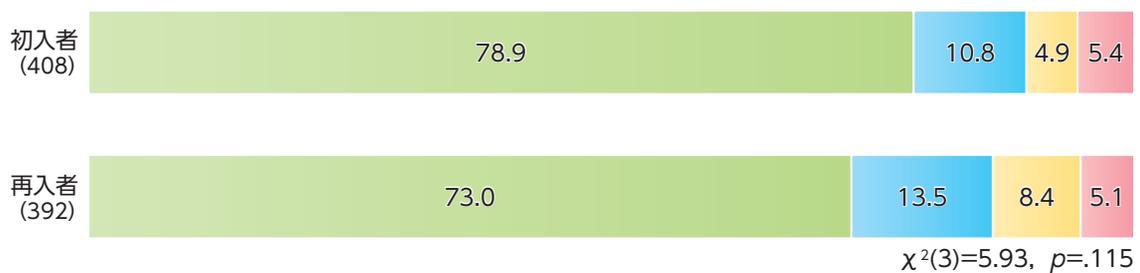
① もう二度と罪を犯したくないと思っている



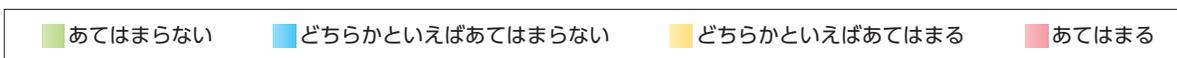
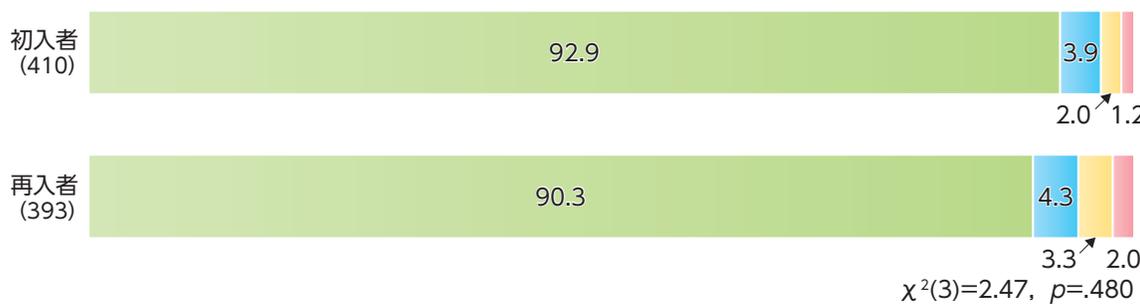
② もう二度と罪を犯さない自信がある



③ もともと自分がやったことは大したことではない



④ 今度は捕まらないように罪を犯そうと思っている



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 無回答の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

(3) 再入者の再犯に関する認識

ア 2年以内再入者と2年超再入者の比較

ここまで初入者・再入者別に見てきたが、より問題性が高いと考えられる再入者に焦点を当てると、前刑による出所から短期間で再入所した者と、ある一定期間、社会生活を維持できていたのにその後再入所に至った者とは、再犯に関する認識等が異なる可能性がある。そこで、前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者のうち、前刑出所年の翌年の年末までに再入所した者（以下この章において「2年以内再入者」という。）とそれ以降に再入所した者（以下この章において「2年超再入者」という。）とを比較してみる。

調査対象者のうち、2年以内再入者は124人、2年超再入者は298人であった。再入期間の最も短い者は、前刑により出所したその年に再入所しており、再入期間の最も長い者は、前刑による出所から40年以上を経過しての再入所であった。

入所度数については、2年以内再入者では5度以上の者が46.0%（57人）と最も多くを占めたのに対し、2年超再入者では2度の者が37.2%（111人）と最も多く、有意な差が認められた（ $\chi^2(3)=15.33, p=.002$ ）。

入所時年齢及び前刑出所事由については、2年以内再入者・2年超再入者の別で有意な差は認められなかった。

前刑時の帰住先を、2年以内再入者・2年超再入者の別に見ると、それぞれ、父母のもとが21.3%、35.0%、配偶者のもとが8.2%、11.6%、兄弟・親族のもとが9.8%、11.6%、知人等のもとが10.7%、11.9%、更生保護施設等が24.6%、12.6%、その他が25.4%、17.3%であった。2年以内再入者は、2年超再入者と比べて、更生保護施設等の割合が有意に高いのに対し、父母のもとに帰住した者の割合が有意に低かった（ $\chi^2(5)=17.07, p=.004$ ）。

イ 前回入所時における再犯に関する認識

2-3-7図は、2年超再入者と2年以内再入者の別に、前回入所時のことを振り返って回答するよう求め、前回入所時における再犯に関する認識を見たものである。

「① もう二度と罪を犯したくないと思っていた」について「あてはまる」と回答した者の割合は、2年超再入者・2年以内再入者のいずれも8割程度であり、再入期間の別で有意な差は認められなかった。

続いて、上記①の質問に「あてはまる」又は「どちらかといえばあてはまる」と回答した者

に対し、もう二度と罪を犯したくないと思った理由について、最もよくあてはまるものを一つだけ選択する方法により回答を求めた。2年超再入者・2年以内再入者共に、「自分の大事な人に迷惑をかけた」という理由を選択した者が最も多いなど、全体的な回答の傾向には再入期間の別による顕著な差は認められなかったものの、この理由を選択した者は、2年以内再入者では約3分の1にとどまるのに対し、2年超再入者では約半数に上った。

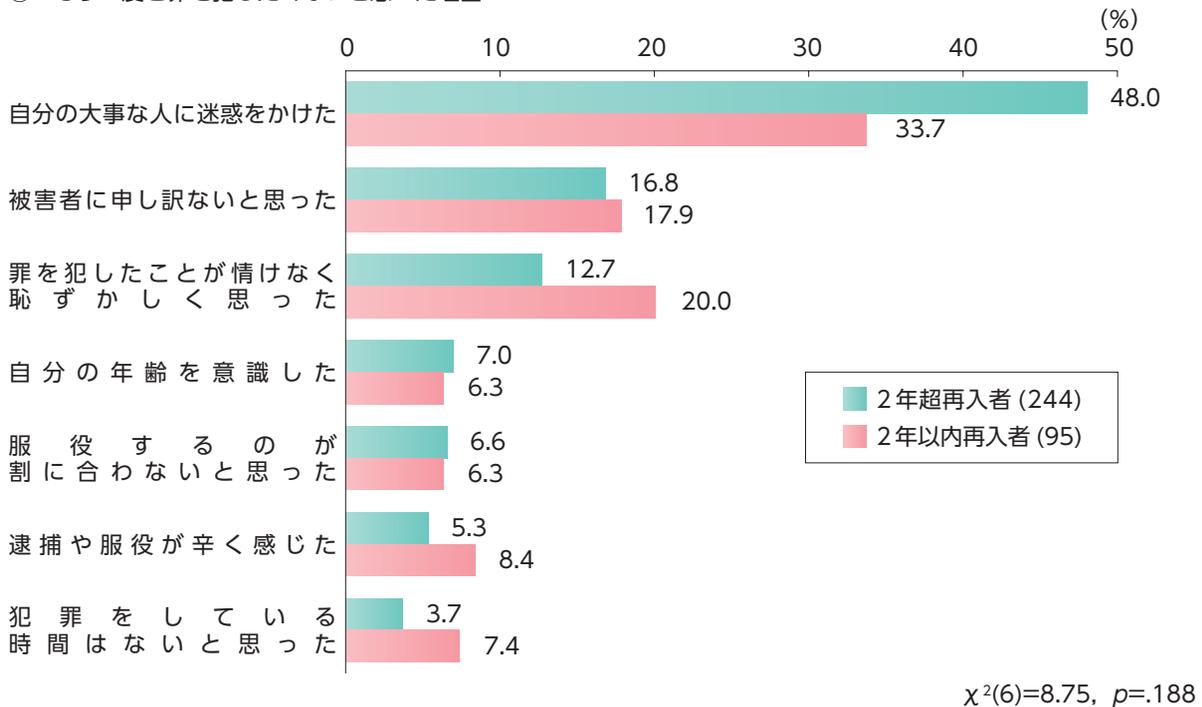
このことから、いわば周囲の人と親和的・情緒的な関係を持っていることが、例えば、犯罪をしたことに対する後悔・反省の気持ちを際立たせたり、もう二度と犯罪をしないという決意をより強固なものにしたりする方向に作用することによって、安定した社会生活を維持することにつながる可能性が考えられる。

2-3-7図 再入者 前回入所時における再犯に関する認識 (再入期間別)

① もう二度と罪を犯したくないと思っていた



② もう二度と罪を犯したくないと思った理由



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 無回答の者を除く。
 3 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者のうち、前刑出所年の翌年の年末までに再入所した者を「2年以内再入者」、それ以降に再入所した者を「2年超再入者」としている。
 4 ()内は、実人員である。

4 犯罪からの離脱

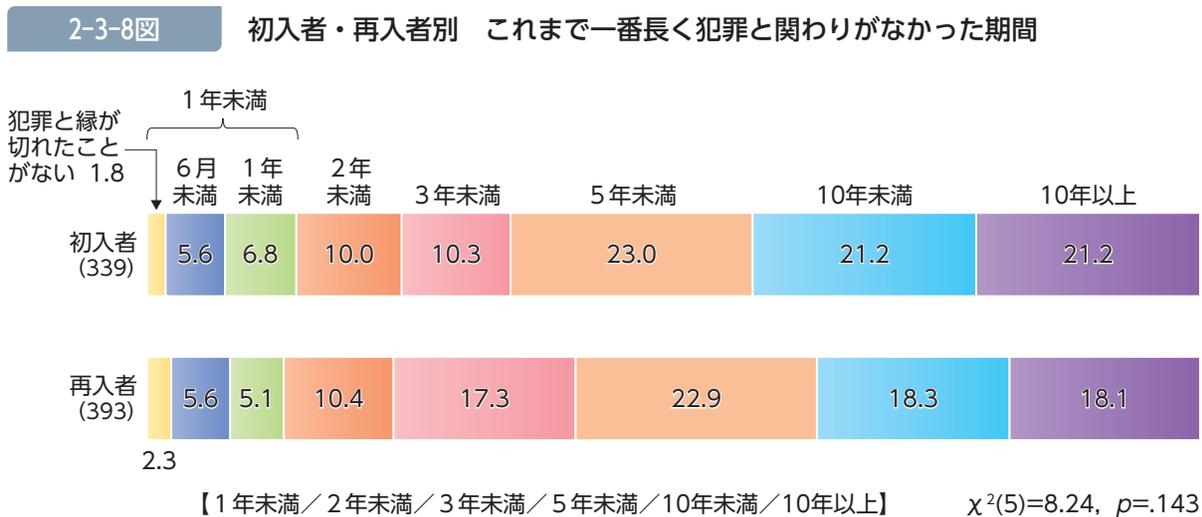
ここからは、犯罪からの離脱に関する調査対象者の主観的な認識を見ていくこととする。

(1) 離脱期間

今回刑務所に入ることとなった事件以前に、警察等に発覚したかどうかにかかわらず、見つかれば逮捕されるような罪を犯した経験の有無について回答を求めたところ、「ない」と回答した者の割合は、初入者で17.5%（76人）であった。

次に、以前罪を犯した経験がある旨を回答した者全員に対し、最初の罪から今回の受刑に関する事件を犯すまでの間で、一番長く犯罪と関わりがなかった期間（以下この章において「離脱期間」という。）の長さについて回答を求めた結果は、**2-3-8図**のとおりである。

初入者と再入者とを比べると、再入者で「3年未満」の者の割合が若干高いが、離脱期間の長さの全体の傾向に、初入者・再入者間での有意な差は認められなかった。



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答の者を除き、本件以前に罪（警察等に発覚したかどうかにかかわらず、見つかれば逮捕されること）を犯したことがあると回答した者に限る。

3 () 内は、実人員である。

(2) 離脱理由

ア 離脱理由の該当数及び該当率

離脱期間中に犯罪と関わりなく生活できた理由（以下この章において「離脱理由」という。）について、あてはまるものを全て選択する方法により回答を求め、初入者・再入者別に示したものが**2-3-9図**である。

離脱理由として設定された16項目のうち、「あてはまる」として選択された項目数は、初入者で平均5.4項目、再入者で平均4.6項目であり、初入者の方が該当数が有意に多かった ($t(685.23) = 3.48, p = .001$)。また、離脱理由を1項目しか選択しなかった者の割合は、初入者では12.9% (44人) だったのに対し、再入者では17.3% (68人) であった。

離脱理由の項目ごとに該当率を見ると、衣食住や健康といった、安定的な社会生活を最も底辺で支える基盤となり得る理由に関する項目のうち、「衣食住が安定していた」については、初入者・再入者共に該当率が高く、有意な差は認められなかったが、「お金に余裕があった」、「身体が健康だった」、「精神的に健康だった」については、初入者の方が該当率が有意に高かった。

また、対人関係に関する項目のうち、「自分を必要としてくれる人がいた」、「頼りになる人がいた」、「犯罪をして裏切りたくない人がいた」は、初入者・再入者共に該当率が高く、有意な差は認められなかったが、「犯罪に引き込むような人がいなかった」については、初入者の方が該当率が有意に高かった。

さらに、「仕事がずっとあった」については、初入者・再入者間で有意な差は認められなかったが、「仕事にやりがいがあった」、「仕事以外に熱中できるものや趣味があった」のように、日常生活におけるやりがいや楽しみに関する項目は、初入者の方が該当率が有意に高かった。

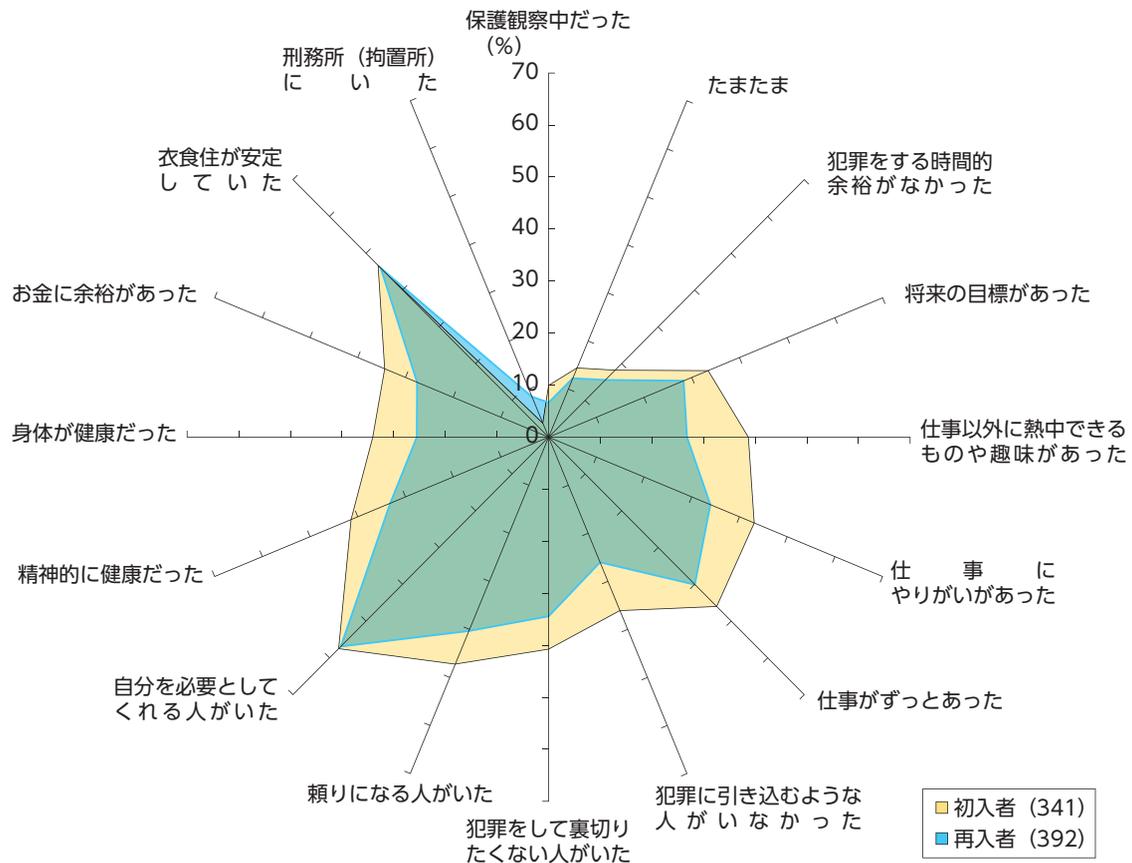
逆に、再入者の該当率が有意に高かった項目は、「刑務所 (拘置所) にいた」のみであった。

これらの結果を元に、犯罪と関わりなく生活できた理由を本人らの主観的な認識を通して見ると、支えになる人がいたという点は初入者・再入者に共通していたが、その他の点については違いがあり、初入者では、①経済的余裕、身体・精神面の健康といった、安定的な社会生活を支える最低限の基盤が整っていたこと、②反社会的な交友関係がなかったこと、③仕事のやりがいや趣味など、日常生活における充実感や楽しみにつながるものを持っていたこと、④①から③までに挙げられたような望ましい事情や資源をより多く有していたことが特徴的であった。逆に、再入者については、刑事施設で身柄を拘束されていたことを、当該期間に犯罪と関わりなく生活できた理由と捉えている者がいることに特徴があった。

すなわち、初入者と再入者を比較すると、初入者は、自分が犯罪と関わりのない生活を送るための資源と考えるものをより多く持っており、その種類も、自分の生活を支える衣食住や健康、対人関係のほか、仕事のやりがい、趣味といった生活を豊かにするものまで様々で、これらを活用することが比較的容易である。それに対して、再入者は、こうした資源を十分に持っていない者が多いことがうかがえる。

2-3-9図

初入者・再入者別 犯罪と関わりなく生活できた理由



項目	初 入 者 該当率 (%)	再 入 者 該当率 (%)	χ^2 値	p 値
保護観察中だった	10.0	6.6	2.70	.100
刑務所 (拘置所) にいた	2.9	8.4	9.94	.002
衣食住が安定していた	46.6	45.9	0.04	.848
お金に余裕があった	34.3	27.6	3.92	.048
身体が健康だった	34.0	25.5	6.35	.012
精神的に健康だった	41.3	33.2	5.24	.022
自分を必要としてくれる人がいた	57.5	56.9	0.03	.872
頼りになる人がいた	47.2	40.3	3.54	.060
犯罪をして裏切りたくない人がいた	40.8	34.4	3.12	.078
犯罪に引き込むような人がいなかった	36.1	26.0	8.66	.003
仕事がずっとあった	46.0	40.1	2.67	.102
仕事にやりがいがあった	43.1	33.9	6.51	.011
仕事以外に熱中できるものや趣味があった	38.7	26.8	11.85	.001
将来の目標があった	33.4	28.3	2.24	.134
犯罪をする時間的余裕がなかった	18.2	15.6	0.90	.344
たまたま	14.4	12.2	0.72	.397

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 無回答の者を除く。
 3 初入者又は再入者のうち、各項目に該当すると回答した者の比率を示している。
 4 p 値は、 χ^2 検定による漸近有意確率である。
 5 () 内は、実人員である。

イ 離脱理由と再犯に関する認識

次に、あてはまるとされた離脱理由の中で、最も影響が大きかったものを一つだけ選択するよう求め、その回答をカテゴリーごとにまとめた結果を、初入者・再入者別に示したものが2-3-10図①である。

初入者・再入者共に、衣食住、健康、対人関係、仕事といった様々な離脱理由が一定割合ずつ見られるが、再入者は、初入者と比べ、「熱中できるもの・将来の目標あり」の割合が有意に低かった。

続いて、2-3-10図②は、最も影響が大きかった離脱理由と今後の再犯に関する認識について示したものである。

「ア 釈放後、この離脱理由を自分で努力して手に入れることができれば、犯罪をしない」について、「あてはまる」と回答した者の割合は、初入者で8割強、再入者で7割強であり、再入者の方が有意に低く、「どちらかといえばあてはまる」又は「どちらかといえばあてはまらない」と回答した者の割合は、再入者で有意に高かった。

「イ 釈放後、この離脱理由を誰かが与えたり準備してくれたりすれば、犯罪をしない」については、「あてはまる」と回答した者の割合は、初入者で6割強、再入者で5割強であり、再入者の方が有意に低く、「どちらかといえばあてはまる」又は「どちらかといえばあてはまらない」と回答した者の割合は、再入者で有意に高かった。

「ウ 釈放後、この離脱理由があったとしても、犯罪をするかもしれない」については、「あてはまる」と回答した者は、初入者・再入者共にわずかずついるが、「あてはまらない」と回答した者の割合は初入者で9割弱、再入者で7割強であり、再入者の方が有意に低く、「どちらかといえばあてはまらない」又は「どちらかといえばあてはまる」と回答した者の割合は、再入者で有意に高かった。

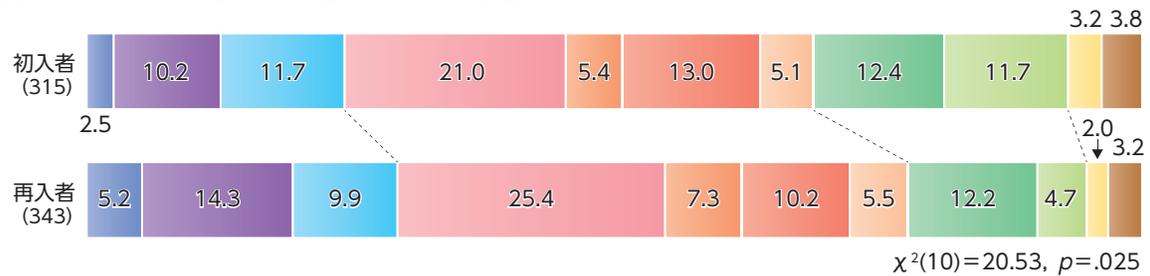
これらの結果から分かることは、まず、犯罪からの離脱に大きな影響を与える理由・資源は人によって様々であるが、初入者と再入者とを比べると、熱中できるものや将来の目標があることが離脱に大きく影響したと考える者が、初入者に多く見られるという点である。また、初入者は、離脱理由を自力で手に入れるか、周囲から与えられるかを問わず、かつて自身の犯罪からの離脱に大きく影響した理由が今後も備われば、再犯をしないと考えている者の割合が高いのに比べ、再入者は、たとえ今後その離脱理由が備わったとしても、再び犯罪をしてしまうことへの不安がある者の割合が初入者よりも高いという点も明らかになった。

したがって、再犯防止のための指導・支援に当たっては、本人の置かれている状況や離脱に

つながる要因等が様々であることから、それらを個別に考慮する必要がある点に加えて、再入者の場合には、たとえ犯罪からの離脱に役立つような要因・資源があったとしても、再び犯罪をしてしまうことへの不安を抱きやすい点に留意しなければならない。犯罪からの離脱に役立つような要因・資源を得させたり、与えたりするだけでは十分とはいえず、それらを糧にして、犯罪をしない生活を維持しようとする前向きな意欲・態度を強化するとともに、自分が犯罪と関わりのない生活を送っていけるという肯定的なイメージや希望を持てるよう働き掛ける必要がある。このようにして、再犯に対する不安を軽減させ、犯罪からの離脱を加速させることが求められる。

2-3-10図 初入者・再入者別 犯罪と関わりなく生活できた理由と再犯

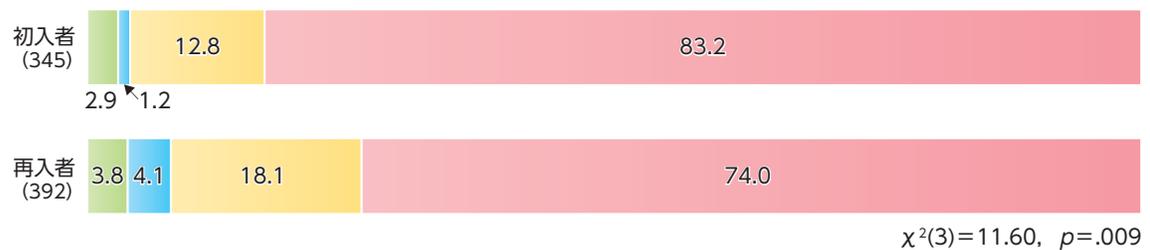
① 犯罪と関わりなく生活できた理由のうち、最も影響が大きかったもの



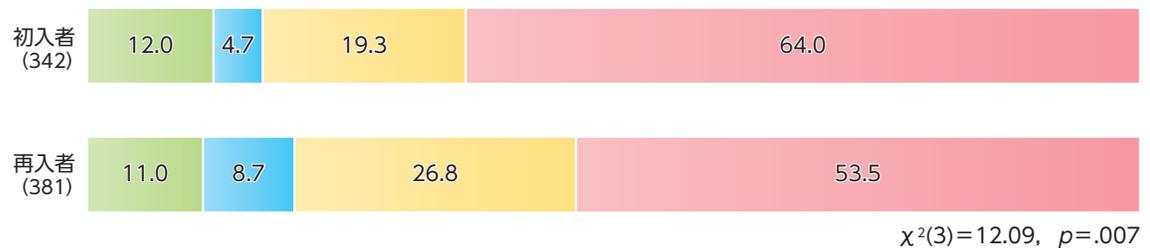
保護観察中・刑務所（拘置所）にいた	衣食住が安定・お金に余裕あり	身体・精神が健康
自分を必要としてくれる人	頼りになる人	犯罪をして裏切りたくない人
犯罪に引き込む人がいない	仕事あり・やりがいあり	熱中できるもの・将来の目標あり
犯罪をする時間的余裕なし	たまたま	

② 犯罪と関わりなく生活できた理由のうち、最も影響が大きかったものについて

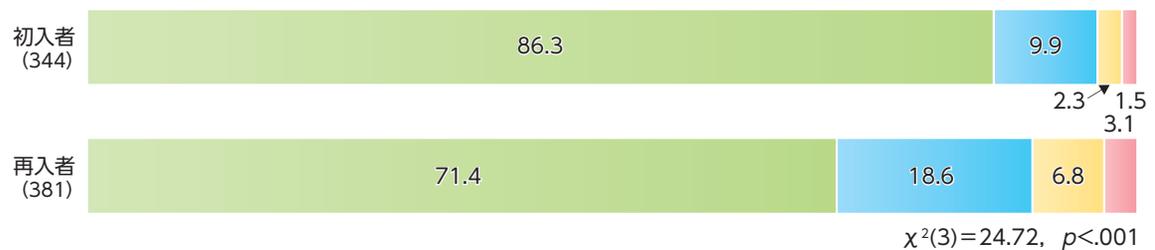
ア 釈放後、この理由を自分で努力して手に入れることができれば、犯罪をしない



イ 釈放後、この理由を誰かが与えたり準備してくれたりすれば、犯罪をしない



ウ 釈放後、この理由があったとしても、犯罪をするかもしれない



あてはまらない	どちらかといえばあてはまらない	どちらかといえばあてはまる	あてはまる
---------	-----------------	---------------	-------

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 無回答の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

(3) 再入者の離脱理由

次に、より問題性が大きいと考えられる再入者のうち、犯罪からの離脱期間が10年以上の者(71人)と、2年未満の者(92人)の2群を取り上げ、離脱期間の長短と離脱理由との関係等を見ることとする。

この2群を比較すると、入所度数については、離脱期間10年以上の群では2度の者が39.4%(28人)と最も多くを占めたのに対し、2年未満の群では5度以上の者が50.0%(46人)と最も多く、有意な差が認められた($\chi^2(3)=12.95$, $p=.005$)。

また、入所時年齢は、全体として有意な差は認められなかったが、離脱期間10年以上の群では29歳以下の者の割合が1.4%(1人)であったのに対し、2年未満の群では、12.0%(11人)とやや高い傾向が見られた($\chi^2(3)=8.04$, $p=.09$)。

ア 離脱理由の該当数及び該当率

2-3-11図は、上記2群について、犯罪からの離脱理由を見たものである。

あてはまるとして選択された項目数は、離脱期間10年以上の群では平均5.3項目、2年未満の群では平均4.5項目であり、統計的に有意な差は認められなかった($t(156)=-1.48$, $p=.142$)。また、離脱理由を1項目しか選択しなかった者の割合は、離脱期間10年以上の群では12.9%(9人)であったのに対し、2年未満の群では23.9%(21人)であった。

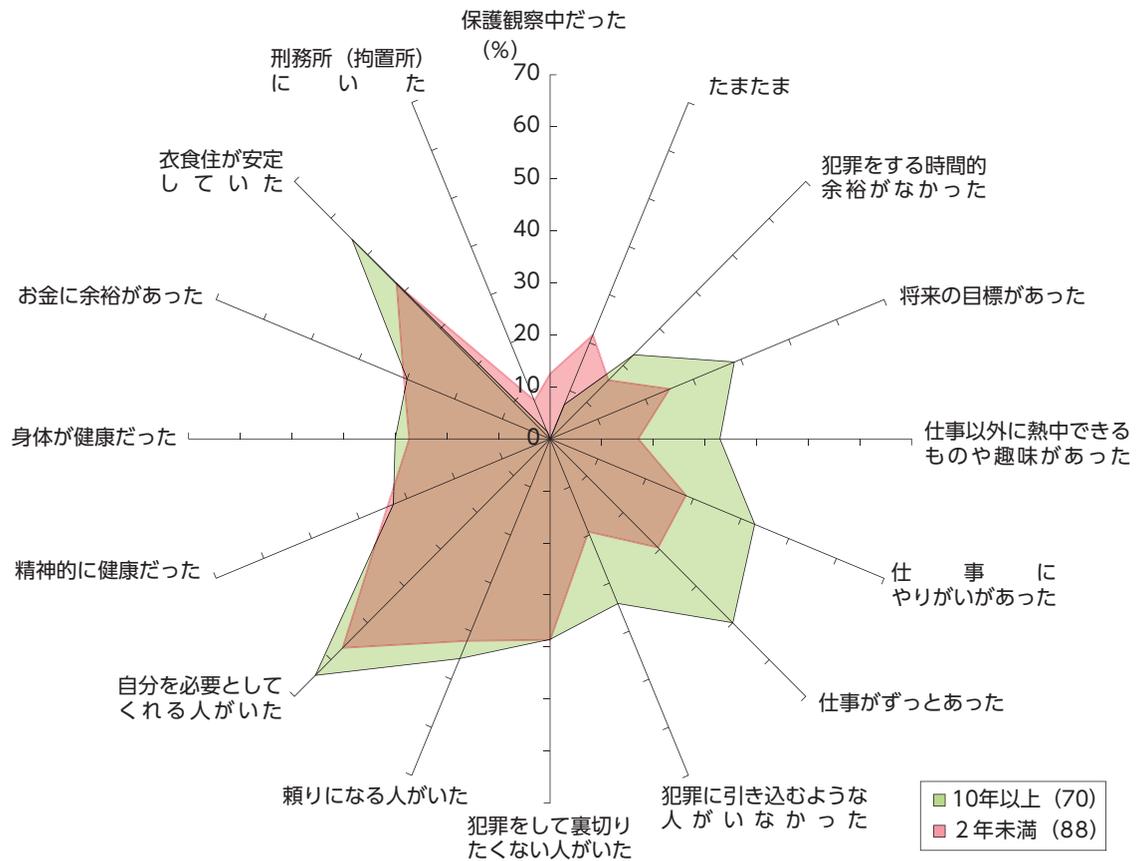
離脱理由の項目ごとに該当率を見ると、離脱期間10年以上・2年未満のいずれの群でも該当率が高いのは、「衣食住が安定していた」、「自分を必要としてくれる人がいた」、「頼りになる人がいた」などの項目であり、2群間で有意な差は認められなかった。他方、離脱期間10年以上の群で該当率が有意に高いのは、「犯罪に引き込むような人がいなかった」、「仕事がずっとあった」、「仕事以外に熱中できるものや趣味があった」の3項目であり、離脱期間2年未満の群で該当率が有意に高いのは、「保護観察中だった」、「たまたま」の2項目であった。

すなわち、離脱期間10年以上の群では、①反社会的な交友関係がなかったこと、②就労を継続していたこと、③熱中できるものや趣味といった、日常生活における充実感や楽しみにつながるものを持っていたことが特徴的であったのに対し、離脱期間2年未満の群では、公的な指導・監督下にあったこと、又は偶然により、犯罪と関わりなく生活できたと回答した者がいることが特徴的であった。

この結果は、先に2-3-9図で見た初入者・再入者別の特徴と似通っており、再入者の中でも犯罪からの離脱期間の長い者は、犯罪と関わりのない生活を送るために、衣食住や対人関係のみ

ならず、就労の継続や趣味といった、生活に張り合いを持たせ豊かにするような要因が役立ったと考えているのに対し、離脱期間の短い者では、そうした傾向が見られにくいことがうかがえる。

2-3-11図 再入者 犯罪と関わりなく生活できた理由（期間別）



項目	10年以上 該当率(%)	2年未満 該当率(%)	χ^2 値	p 値
保護観察中だった	—	12.5	9.40	.002
刑務所 (拘置所) にいた	1.4	8.0	3.45	.063
衣食住が安定していた	54.3	42.0	2.34	.126
お金の余裕があった	30.0	30.7	0.01	.926
身体が健康だった	30.0	27.3	0.14	.706
精神的に健康だった	32.9	34.1	0.03	.870
自分を必要としてくれる人がいた	64.3	56.8	0.91	.341
頼りになる人がいた	45.7	42.0	0.21	.644
犯罪をして裏切りたくない人がいた	38.6	38.6	0.00	.993
犯罪に引き込むような人がいなかった	34.3	19.3	4.55	.033
仕事がずっとあった	50.0	29.5	6.88	.009
仕事にやりがいがあった	42.9	28.4	3.59	.058
仕事以外に熱中できるものや趣味があった	32.9	17.0	5.34	.021
将来の目標があった	38.6	25.0	3.36	.067
犯罪をする時間的余裕がなかった	22.9	15.9	1.22	.269
たまたま	7.1	21.6	6.32	.012

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 無回答の者を除く。
 3 犯罪と関わりがなかった期間が10年以上又は2年未満の者のうち、各項目に該当すると回答した者の比率を示している。
 4 p 値は、 χ^2 検定による漸近有意確率である。
 5 () 内は、実人員である。

イ 離脱理由と再犯に関する認識

2-3-12図①は、あてはまるとされた離脱理由の中で、最も影響が大きかったものを一つだけ選択するよう求め、その回答をカテゴリーごとにまとめた結果を、上記2群について示したものである。

離脱期間の長短にかかわらず、様々な離脱理由が選択されている点は、2-3-10図①と同様であった。離脱期間10年以上の群は、2年未満の群と比較すると、「犯罪をする時間的余裕なし」を選択した者が一定数いたが、全体的な傾向には、有意な差は認められなかった。

続いて、2-3-12図②は、最も影響が大きかった離脱理由と今後の再犯に関する認識について示したものである。

「ア 釈放後、この離脱理由を自分で努力して手に入れることができれば、犯罪をしない」について、「あてはまる」と回答した者は、離脱期間10年以上の群では約8割、2年未満の群では約6割であり、2年未満の群の方が、「あてはまる」と回答した者の割合が有意に低く、「あてはまらない」と回答した者の割合が有意に高かった。

また、「イ 釈放後、この離脱理由を誰かが与えたり準備してくれたりすれば、犯罪をしない」については、「あてはまる」と回答した者の割合は、離脱期間10年以上の群で6割弱、2年未満の群で5割強であり、2群間で有意な差は認められなかった。

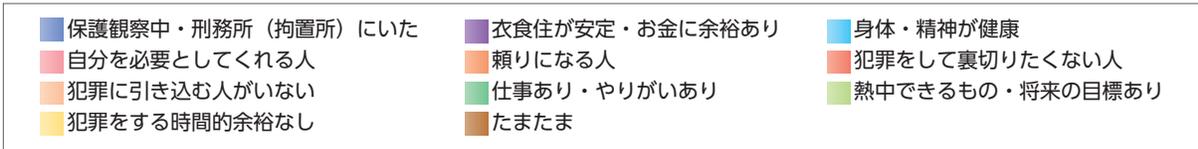
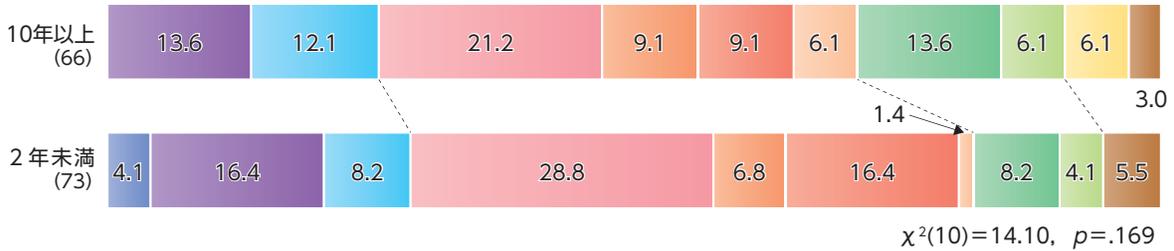
「ウ 釈放後、この離脱理由があったとしても、犯罪をするかもしれない」については、「あてはまらない」と回答した者の割合は、離脱期間10年以上の群で8割強、2年未満の群で6割であり、2年未満の群の方が有意に低く、「あてはまる」又は「どちらかといえばあてはまる」と回答した者の割合は、2年未満の群で有意に高かった。

すなわち、離脱期間10年以上の群は、離脱理由を自力で手に入れられれば、今後は再犯をしないと考えている者の割合が高いのに比べ、2年未満の群は、たとえ今後離脱理由が備わったとしても、再び犯罪をしてしまうことへの不安がある者の割合が10年以上の群よりも高かった。

この結果は、先に2-3-10図②で見た初入者・再入者別の特徴にも通じるもので、再入者の中でも特に犯罪からの離脱期間の長い者は、初入者に比較的近い傾向があり、離脱理由を自力で手に入れることによって、今後は再犯をしないという決意や自信を明確に持つことができている。それに対し、離脱期間の短い者は、今後再犯をしてしまうことへの不安をより強く抱きやすいことから、この不安を軽減させ、犯罪と関わりのない生活を送ることに対する意欲と希望を持たせることが特に重要である。

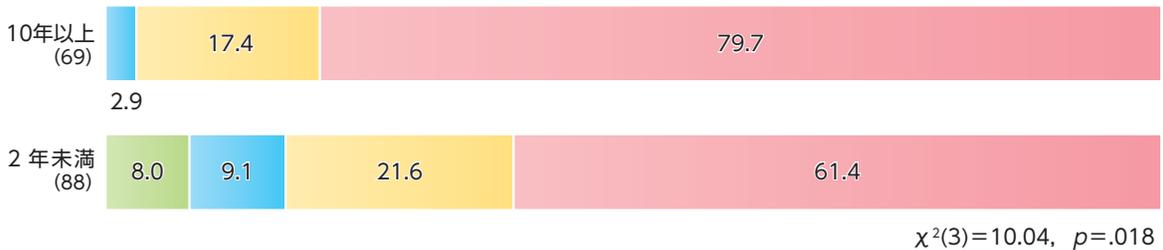
2-3-12図 再入者 犯罪と関わりなく生活できた理由と再犯（期間別）

① 犯罪と関わりなく生活できた理由のうち、最も影響が大きかったもの

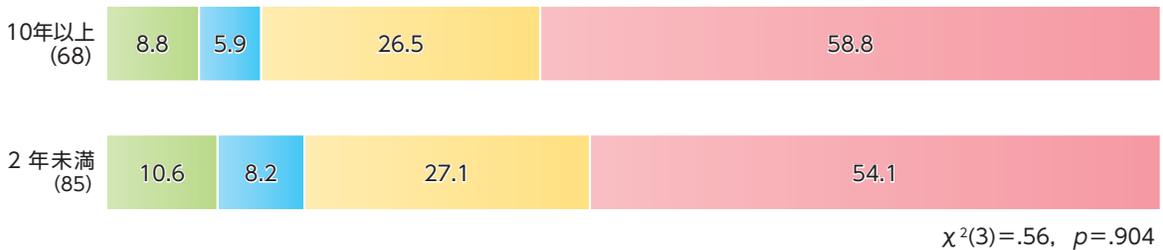


② 犯罪と関わりなく生活できた理由のうち、最も影響が大きかったものについて

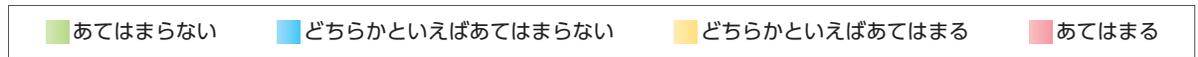
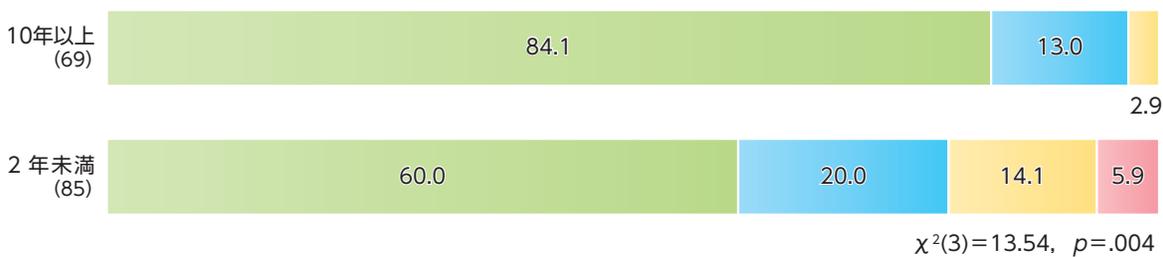
ア 釈放後、この理由を自分で努力して手に入れることができれば、犯罪をしない



イ 釈放後、この理由を誰かが与えたり準備してくれたりすれば、犯罪をしない



ウ 釈放後、この理由があったとしても、犯罪をするかもしれない



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 無回答の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

第4節 考察

1 調査結果から見た再入者

今回の調査対象者は、初入者と再入者が約半数ずつを占めていたところ、その属性等を見ると、入所度数が多くなるほど、入所時年齢が高い者や無職の者の割合が上昇していた。また、再入者は、初入者と比べて、保護処分歴がある者、保護観察付執行猶予歴がある者、教育程度が中学卒業の者、暴力団関係のある者の割合が高かった。再入者の罪名については、窃盗及び覚せい剤取締法違反により集中していた。

再入者が犯罪を重ね、刑事施設への入所等を繰り返し、社会生活における空白期間が生じる過程において、年齢が高くなる、職を失うなどの状況に至り、そうした中で社会に戻っても生活が容易には立ち行かず、再び犯罪に手を染めるなどして、安定した社会生活からますます遠ざかるという悪循環に陥りやすくなることは想像に難くない。そうなるからでは、犯罪からの立ち直りには相当の困難が見込まれることから、犯罪者の処遇に当たる刑事施設や保護観察所においては、対象者への介入・援助を適時に行い、問題性に応じたきめ細かな指導・支援を実施することにより、犯罪から離脱させることが不可欠である。次項において、調査結果を踏まえた具体的な指導上の留意点について考察する。

2 初入者・再入者の意識から見える指導上の留意点

(1) 問題に主体的に取り組む意欲を持たせること

「犯罪原因に関する認識(2-3-5図)」からは、自分が起こした犯罪やその原因について、自己の非を認めていたとしても、「自分自身ではどうにもならなかった」と思っている者が、初入者よりも再入者に多いことが明らかになった。犯罪の原因について自分ではコントロール不能であったと捉えることは、結局は自分が犯罪に至った根本的な問題に向き合っていないことに外ならず、後悔にはつながっても具体的な問題の改善にはつながりにくい。そこで、犯罪に結び付く問題には自分でコントロールできる部分があるのではないかと、犯罪からの離脱のために自分自身で何ができるのかということについて考えさせ、自分の責任において問題を解決していくとする主体的な姿勢や前向きな意欲を持たせる必要がある。

例えば、刑事施設においては、一般改善指導・特別改善指導等を通じて、受刑者に対し、自分が起こした犯罪について向き合わせ、二度と犯罪をしないためにどうすればよいか、自分にできることを掘り下げて考えさせることが重要である。自分で考えを深めることができにくい

受刑者に対しては、刑事施設職員が、可能な限り個別的又は体系的な働き掛けを行って理解を助けた上、問題解決に向けて行動する意欲の向上につなげていくことも必要である。また、刑事施設出所後の保護観察においては、保護観察対象者に、実際の社会生活の中でルールや約束を守らせたり、自分で決めたことを実行する経験を積みせたりするとともに、保護観察官や保護司が、その生活ぶりの良い部分と好ましくない部分を伝えたり励ましたりすることなどによって、自分なりにやっぴいこうとする前向きな意欲を持続させることが大切である。

(2) 周囲との良好な対人関係を構築・維持させること

「前回入所時における再犯に関する認識 (2-3-7図)」からは、周囲の人との親和的・情緒的な関係が、犯罪から距離を置き、安定した社会生活を維持することにつながる重要な要素の一つであることが示唆された。また、「犯罪と関わりなく生活できた理由 (2-3-9図・2-3-11図)」で示されたように、過去に犯罪と関わりなく生活できた理由として、周囲との良好な対人関係があったことを挙げた者は、初入者・再入者共に多かった。

これらのことから、周囲との対人関係は、犯罪からの離脱に大きく影響するものと考えられる。したがって、例えば、刑事施設においては、改善指導のほか、家族等との面会や信書の発受等の機会を捉えて、身近な対人関係に目を向けさせ、他者の思いや、他者との関係の中で自分が果たすべき役割を十分に理解・認識させたり、関係を良好に構築・維持するための具体的方法を学ばせたりすることが重要である。また、保護観察の指導においても、身近な人との関わり方などを取り上げ、周囲とのトラブルが生じていないか把握したり、良好な関係を保てるよう助言を行ったりすることが欠かせない。こうした指導を通じて、周囲との対人交流が円滑化・活発化すれば、そうした対人関係が犯罪の歯止めとしても有効に働く可能性がある。

さらに、再入者の前刑時の帰住先を見ると、特に2年以内再入者は、2年超再入者と比べて、更生保護施設等に帰住した者の割合が高く、父母のもとに帰住した者の割合が低かったことから、一般的に自分にとって「大事な人」となり得る家族など、身近で頼れる人との関係を維持できている者がそもそも少ないことも明らかになった。上述したように、周囲の人との親和的・情緒的な関係が犯罪抑止の方向に作用することが示唆される一方で、そうした関係を持っていない、又は持ちにくい場合には、どういう方策が採れるかを考えておくことも欠かせない。例えば、家族・親族との関係修復に困難があったとしても、雇用主や職場の同僚との交流を深めさせる、地域社会の中で趣味やボランティアといった活動の仲間を持てるよう支援するなどの方法も考えられることから、特に保護観察の指導においては、対象者が身の回りの人との交

流を積極的に広げ、円滑な関係を築けるよう促すことが重要である。

なお、上記（１）で触れたような自分の問題と向き合う作業は相当な困難を伴うものであることから、適切に行うためには、それを近くで適切に導いてくれる指導者や、支えてくれる支援者・仲間がいることが重要である。刑事施設職員や保護観察官、保護司には、自分たちが良き指導者となるだけでなく、対象者が、支えとなる家族や、職場・地域の仲間といった存在を継続的に得られるよう支援することも求められる。

（３） 犯罪と関わりのない生活を送るための多様な資源を持たせること

犯罪と関わりのない生活を送るためには、上記（２）で述べたように、周囲との良好な対人関係が重要な要素となり得るが、「犯罪と関わりなく生活できた理由（2-3-9図・2-3-11図）」で見たように、初入者はそれだけにとどまらず、犯罪と関わりのない生活を送る上での資源をより多く有している者が多かった。特に、①経済的余裕、身体・精神面の健康など、安定的な社会生活を支える最低限の基盤が整っていたこと、②反社会的な交友関係がなかったこと、③日常生活における充実感や楽しみにつながるものを持っていたことといった理由・資源が多いことが特徴的であった。

また、再入者の中で比べると、長期にわたって犯罪から離脱していた期間のある者の方が、①反社会的な交友関係がなかったこと、②就労を継続していたこと、③日常生活における充実感や楽しみにつながるものを持っていたことといった理由・資源を有している者が多いことが特徴的であった。

これに対し、再入者、取り分け短期間のうちに犯罪を繰り返している者は、こうした資源を十分に持っていないことが示唆された。

犯罪と関わりのない生活を送る上で役に立つ資源は、日常生活を安定的に維持するための支えとなるだけでなく、困難に直面した際の安全弁としても機能し得ることから、再入者であってもなるべく多く保有し、状況に応じて活用できるようにしておくことが望ましい。特に、先に挙げたような多様な資源の中でも、反社会的な交友関係を持たないことや、日常生活におけるやりがい、充実感、楽しみなどを維持することに配慮する必要がある。したがって、刑事施設においては、規則正しい生活の中で受刑者に健康な心身を培わせることや、作業に地道に取り組む経験等を通じて、仕事におけるやりがいや充実感を得られるよう支援することなどに留意すべきである。また、保護観察の指導においては、住居や就労を確保できるよう支援するのみならず、交友関係や仕事のやりがい、趣味なども、生活に張り合いを持たせ、犯罪からの離

脱につながる要因となることを保護観察対象者に認識させ、日常生活の中で充実感を得られるよう助言することが重要である。

(4) 実体験に裏打ちされた自信を持たせること

「再犯に関する認識 (2-3-6図)」で見たように、再入者は、もう二度と犯罪をしたくないという思いを持っている一方で、初入者と比べると、今後自分が犯罪をしないことについての自信が乏しい者が多かった。

また、「犯罪と関わりなく生活できた理由と再犯 (2-3-10図・2-3-12図)」からは、初入者や、再入者の中でも長期にわたって犯罪から離脱していた期間がある者は、犯罪からの離脱につながる要因を得ることによって、今後は再犯をしないという決意や自信を明確に持つことができるのに対し、再入者、特に短期間のうちに犯罪を繰り返している者は、たとえ犯罪からの離脱につながる要因があったとしても、再び犯罪をしてしまうことへの不安を抱きやすいということが見いだされた。

すなわち、特に再入者に対しては、犯罪からの離脱に役立つような資源を単に補足又は回復させるだけではなく、本人自身の意識や考え方といった内面にも十分に働き掛け、犯罪と関わりのない生活を送っていけるという自信を高めさせることも重要であるといえる。

したがって、刑事施設や保護観察所における指導・支援に当たっては、対象者に、今後また犯罪をするかもしれないという不安をむやみに抱かせるのではなく、かつ、自分に対する過信から再犯の危険性を放置することもないよう、再犯に至らないための具体的な知識や方法を学ばせ、地に足の着いた堅実な生活の実践につなげていく必要がある。例えば、自分にとって再犯の危険性が高まる場面を想定させ、そうした場面をなるべく回避できる行動様式や、やむを得ず遭遇してしまった場合の対処方法等を身に付けさせることにより、自分で問題に対処できるという自信を高めさせることなども有効である。また、上述したような犯罪からの離脱に役立つような資源を多く得られるよう導いたり、困難や不安が生じても周囲の支えや助けを求めながら乗り越えていく経験を持たせたりすることも重要である。たとえ過去に犯罪を繰り返していたとしても、もう二度と犯罪をしたくないという気持ちがあることを手掛かりにして、今後再犯をしないために自分の問題を理解し、できることを地道に積み重ね、自分なりに対処していけるという経験と実績に裏打ちされた自信を持たせることが、安定した生活の維持に役立つと考えられる。

3 再犯防止に向けた適切な指導・支援のために

これまで見てきたように、受刑者の犯罪に関する認識や、犯罪からの離脱に大きな影響を与える理由・事情は様々であるが、特に再入者については、犯罪と関わりのない生活を送ることに対する前向きな意欲や自信、肯定的な自己イメージ、周囲の支え、生活再建の具体的な方法・資源などを得られにくい状況にあることがうかがえる。

再犯防止に向けた指導・支援を行うに当たっては、まず、現状に対する受刑者の認識や態度等をも含めた問題性の評価を総合的に行うとともに、個別のニーズや置かれている状況、現在得られている社会的資源、今後得られそうなサポートなどに関してきめ細かく把握することが欠かせない。その上で、犯罪からの離脱や生活再建に対する前向きな意欲・希望、自信などを持たせ、健全な社会生活を送ることに対する受刑者の動機付けを高めさせることにも、十分に配慮する必要がある。犯罪から離脱するための環境を整えることはもとより、受刑者の内面の変化を促すことも、一朝一夕にはできないが、刑事施設職員は、こうした視点を持って根気強く受刑者への働き掛けを行うことが求められている。受刑者が刑務所を出所した後の保護観察の指導においては、犯罪から離脱するために学んだことや身に付けたことを実際の社会生活の中で実践させながら、地域社会になじみ、その一員として生活できるよう支援する視点が欠かせない。対象者や居住地域の実情をよく知っている存在である保護司等による活動も効果的であろう。